

令和8年度 トラック運転者の運転経歴証明書取得助成事業要領

令和8年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の運転経歴に係る証明書取得を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入者（以下「非会員」という。）が行う運転者の安全管理・安全教育等に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの。
- (2) 非会員はGマーク認定事業所であること。

3 助成の対象となる証明書

会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が取得する「無事故・無違反証明書」又は「運転記録証明書」で、交付日が令和8年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和9年2月22日までのもの。

4 助成件数

- (1) 会員は、令和8年度助成事業基礎台数（令和8年4月1日現在で協会に届け出ている車両保有台数）と同数まで（ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）とし、助成事業基礎台数が150台を超える場合は150件を上限とする。
- (2) 非会員は、令和8年4月1日現在の車両保有台数と同数までとし、車両保有台数が150台を超える場合は150件を上限とする。

5 助成金額

1件につき800円（運転者1人につき年1件まで）。

6 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 8,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の運転経歴証明書取得助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。この際、非会員は令和8年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 注意事項

県内に複数の営業所がある場合、原則として本社又は主管支店でまとめて提出すること。